

弁護士保険における弁護士費用の保険金支払基準

2014年（平成26年）3月12日
日弁連リーガル・アクセス・センター

弁護士保険は、自己の権利を守るために弁護士を利用したい者に対して、保険の考え方を取り入れ、少ない保険料で相応の弁護士報酬額を保険金によって賄うことができるように、制度設計されたものである（共済の場合においては、「保険」とあるのを「共済」と読み替える。以下同じ。）。この保険により、少額事件のように費用倒れになるために権利を確保できなかった事案に対しても、弁護士の業務として成り立つ程度の費用が確保できることになり、法による紛争の解決を図ることができる社会に少しでも近づけることができる状況が整いつつある。しかしながら、このような制度も報酬の支払が円滑になされることが重要な要素となっており、そのためには、弁護士の報酬に関する状況をよく理解している弁護士会が関与することが重要である。その保険金の円滑な支払のためには、一定の基準に準じているものについては原則として問題ないものとして扱えるような基準があることが重要であり、そのようなものとして作成されたものがこの基準である。したがって、保険金支払に関しては、最低でもこの基準を尊重した保険金支払を期待するものである。

注意すべきは、この基準は弁護士報酬そのものを算定するための基準というわけではなく、あくまでも保険金支払に関して問題がない範囲の基準を示しているにすぎないものである点である。したがって、個々の弁護士又は弁護士法人が定める報酬基準に従い、この基準を超える報酬契約をすることは差し支えないが、この基準により算定される保険金を超える報酬に関しては、保険金としてではなく事件依頼者の個人的な負担となることが原則となるために、その点を依頼者個人に対して契約書等において確認をすることが必要である。

なお、弁護士会が関与する紛争処理機関（公益財団法人日弁連交通事故相談センター等）がこの基準と異なる基準を採用している場合であって、当該紛争処理機関の手続を経て受任するときは、それぞれの基準を尊重し、依頼者や保険会社と協議することが必要である。

また、保険商品の内容は協定各社によってそれぞれ異なるため、この基準には商品によっては保険金支払の対象とならない項目もあるので、留意されたい。

第1条 総則

1 (弁護士報酬の種類)

弁護士報酬は、受任弁護士による個別の名称のいかんに関わらず、以下の用語の意義に従って、法律相談料、着手金、報酬金、時間制報酬、手数料及び日当とする。

(1) 法律相談料 依頼者に対して事件受任以前に行う法律相談(口頭による鑑定、電話による相談を含む。)の対価をいう。なお、事件受任後は、着手金・報酬金方式、時間制報酬方式、又は手数料方式のいずれかによることとなるため、法律相談料は発生しない。また、出張相談については別に定める。

(2) 着手金・報酬金方式

- ・着手金 事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
- ・報酬金 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。

注：着手金・報酬金方式を採用した場合には、時間制報酬方式、手数料方式は同一の事故で併用することはできない。ただし、例外として第2条6(1)及び(2)の手数料方式は、併用することができる。また、同条6(3)及び(4)の手数料方式は、着手金・報酬金方式での受任の前段階として行う場合には、それぞれ併用することができる。なお、事件受任後は、法律相談料は別途発生しない。

(3) 時間制報酬(タイムチャージ)方式

- ・時間制報酬 1時間当たりの委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間を含む。)を乗じた額により計算される弁護士報酬をいう。

注：時間制報酬方式を採用した場合には、着手金・報酬金方式、手数料方式を同一の事故で併用することはできない。ただし、例外として第2条6(3)及び(4)の手数料方式は、時間制報酬方式での受任の前段階として行う場合には、それぞれ併用することができる。なお、時間制報酬方式と日当は併用できない。また、事件受任後は、法律相談料は別途発生しない。

(4) 手数料方式

- ・手数料 原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。

注：事件受任後は、法律相談料は発生しない。

(5) 日当 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。

2 (実費等)

実費等とは、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保証金、供託金及びこれらに準ずるもので、弁護士が委任事務処理を行う上で支払の必要が生じた費用をいい、この実費等は以下に定める弁護士報酬に含まれないものとする。

第2条 弁護士報酬の保険金の計算方法

1 弁護士保険における保険金の支払額の計算は、以下の基準により受任弁護士が受けることができる金額を尊重してなされるものとする。

2 法律相談料

法律相談料は、1時間当たり1万円とし、超過15分ごとに2,500円の法律相談料を請求することができる。

2-2 出張相談について

(1) 出張相談の実施

法律相談は、相談担当弁護士の事務所又は所属弁護士会の施設内で実施することを原則とするが、相談者が障害・疾病・高齢等の原因で移動困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合に、出張相談を実施することができる。

(2) 出張法律相談料

- ① 出張相談の法律相談料は、法律相談に要する時間が1時間以内のとき、移動に要する対価(日当)を別に要求しないこととして、3万円とする。
- ② 法律相談に要する時間が1時間を超える場合、超過15分ごとに2,500円の法律相談料を請求することができる。
- ③ 移動に要する経費は、上記①②とは別に実費を請求できる。
- ④ 相談担当弁護士は、上記基準によらず、通常法律相談料(1時間以内、1万円)と共に、第2条7項で規定する日当を請求することもできる。また、所属弁護士会において別個の取扱いがある場合は、それによることもできる。

3 着手金

弁護士保険に係る事件の受任における着手金は、原則として、弁護士が被保険者から依頼を受け、委任事務を処理すべき事故等について、依頼時の資料により計算される賠償されるべき経済的利益の額(既払金、保険会社からの事前支払提示額及び簡易な自動車賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。))の請求(損害賠償請求権の存否及びその額に争いがない場合の請求をいう。)により支払が予定される部分は控除する。ただし、控除した既払金及び保険会社からの事前提示額に含まれるもの以外の自賠責保険相当部分は、当該弁護士が自賠責保険に請求したか否かにかかわらず、別途、第2条6(1)の基準により手数料方式として請求することができる。)を基準として、以下のとおりとする。

- ・ 経済的利益の額が125万円以下の場合 10万円
- ・ 300万円以下の場合 経済的利益の8%
- ・ 300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の5%+9万円

- ・ 3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の3%+69万円
- ・ 3億円を超える場合 経済的利益の2%+369万円

ただし、事件受任時において事件の種類、委任事務処理の難易等の事情により、上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任弁護士と依頼者が協議の上、上記の着手金を30%の範囲で増額することができる。

4 報酬金

(1) 報酬金は、弁護士の委任事務処理により依頼者が得られることとなった経済的利益の額（既払金、保険会社からの事前支払提示額及び簡易な自賠償保険の請求により支払が予定される部分は控除する。ただし、既払金及び保険会社からの事前提示額に含まれるもの以外の自賠償保険相当部分は、手数料を既に受領した場合を除き、当該弁護士が自賠償保険に請求したか否かにかかわらず、別途、第2条6（1）の基準により手数料方式として請求することができる。）を基準として以下のとおりとする。

- ・ 経済的利益の額が300万円以下の場合 経済的利益の16%
- ・ 300万円を超え3000万円以下の場合 経済的利益の10%+18万円
- ・ 3000万円を超え3億円以下の場合 経済的利益の6%+138万円
- ・ 3億円を超える場合 経済的利益の4%+738万円

ただし、委任事務の終了時において、委任事務処理の難易等の事情により、上記の金額が不相当であると認められる場合は、疎明資料を示し、受任弁護士と依頼者が協議の上、上記の報酬金を30%の範囲で増額することができる。

(2) また、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

5 時間制報酬（タイムチャージ）

(1) 弁護士が受任事件を処理する場合の弁護士報酬については、依頼者と協議の上、時間制報酬の定めをすることができる。

(2) 時間制報酬については、次のような定めを原則とする。

- ① 所要時間当たり2万円
- ② 1事件当たり所要時間30時間（時間制報酬総額60万円）を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び保険会社と協議する。

(3) 時間制報酬を採用する場合には、原則として、依頼者に対し、毎月1回の割合により、執務内容・時間について報告を行うものとし、保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払を行う。

6 手数料

手数料については、以下の額とする。

(1) 事案簡明な自賠償保険の請求における手数料額は、経済的利益の額が150万円以下の場合3万円、150万円を超える場合は経済的利益の額の2%とする。

(2) 証拠保全の手数料は、20万円に前記3で計算された着手金の10%相当額を加算した額とし、本案事件と併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。

- (3) 法律関係の調査の手数料は、一件につき5万円とする。ただし、特に調査に労力を要する場合は、10万円以下の範囲で手数料を増額することができる。
- (4) 内容証明郵便作成の手数料は、弁護士名を表示しない場合は2万円、弁護士名を表示する場合は、作成内容の難易により3万円以上5万円以下とする。

7 日当

受任弁護士が委任事務処理に当たり遠方に移動する必要がある場合は、日当を受けることができる。なお、日当に対して給付される保険金の基準額は別に定める「弁護士保険（権利保護保険）制度における日当支払基準」によるものとする。

第3条 着手金及び報酬金の計算における特則

1 (示談交渉と訴訟等の関係)

- (1) 受任弁護士が、同一の事件に関し、示談交渉から引き続き、調停・仲裁センター等への申立て・訴訟事件を受任するときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (2) 受任弁護士が、同一の事件に関し、調停・仲裁センター等への申立てから訴訟事件を受任するときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (3) 受任弁護士が、同一の事件に関し、第1審から引き続いて控訴審・上告審を受任する場合には、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の4分の1を上限とする。
- (4) 受任弁護士が、同一の事件に関し、調査事件から引き続き、示談交渉・調停・仲裁センター等への申立て又は、訴訟の提起を依頼されたときは、別途着手金を受けることができる。ただし、その着手金は、前条によって計算される着手金の額から調査事件の手数料を差し引いた金額とする。その調査事件について受任弁護士が調査結果に関する意見書等を提出していた場合には、着手金の額から手数料額を差し引かない。
- (5) 受任弁護士が、同一の事件に関し、事件の確定までに、示談交渉、調停及び仲裁センター、第1審、控訴審、上告審等複数の手続を受任する場合（保全命令申立事件及び民事執行事件を除く。）には、全ての手続を通じての着手金の合計額は、前条によって算出される着手金の1.5倍を超えることができない。ただし、通常想定される範囲を超える事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の煩雑さ等を受任弁護士が疎明した場合は、この限りでない。

2 (保全命令申立事件等)

- (1) 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第2条3の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同規定により算定された額の3分の2を着手金とする。
- (2) (1)の事件が重大又は複雑であるときは、第2条4の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

- (3) 保全命令申立事件のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第2条4の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- (4) 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、後記3の民事執行事件の規定を準用する。
- (5) (1)の着手金、(2)の報酬金並びに(4)の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることができる。
- (6) 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。

3 (民事執行事件等)

- (1) 民事執行事件の着手金は、第2条3の規定により算定された額の2分の1とする。
- (2) 民事執行事件の報酬金は、第2条4の規定により算定された額の4分の1とする。
- (3) 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第2条3の規定により算定された額の3分の1とする。
- (4) 執行停止事件の着手金は、第2条3の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同規定により算定された額の3分の1とする。
- (5) (4)の事件が重大又は複雑なときは、第2条4の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
- (6) 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とする。

第4条 消費税の取り扱い

現実の保険金の支払に当たっては、この基準によって計算された弁護士報酬に消費税相当額を加算するものとする。

第5条 源泉徴収の取扱い

現実の保険金の支払に当たって、保険会社から直接弁護士に支払がなされる場合には、保険会社において源泉徴収を行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

第1条第1項、第2条第4項から第7項の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

前文、第2条第1項、同第3項、同第4項、同第6項及び第3条第1項から第4項までの改正規定は、平成22年7月1日より施行する。

附 則

第2条第2－2項第1号、第4項第1号及び第7項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 前文及び第1条から第5条までの改正規定は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 第3条の改正規定は、平成26年7月1日から施行し、同日以降に初めての委任契約を締結する事件に適用する。